

[職業家庭兩立課關係]

○ 仕事と家庭の両立支援対策の推進について

(1) 育児・介護休業法について

育児・介護休業法は、平成3年の法律制定以来、数度の改正を経て、制度を充実させてきている。そうした中、特に女性の育児休業取得率は順調に上昇し9割近くに達するなど一定の成果が表れてきている一方、女性の就業状況を見ると、第1子出産を機に依然として約6割の女性労働者が離職している状況がある。

また、男性の約3割が育児休業を取りたいと考えているが、男性の育児休業取得率は1.72%に過ぎず、また、男性の子育てや家事に費やす時間は先進国の中でも、低い水準にとどまっている。こうした男女とも仕事と家庭の両立が困難であることが、女性の継続就業を困難にし、少子化の原因の一つとなっていると考えられる。

こうしたことも踏まえ、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備するため、平成22年6月に改正育児・介護休業法が施行された。

主な改正内容は以下のとおりである。

- ①子育て期間中の働き方の見直し
 - ・ 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
 - ・ 子の看護休暇制度を拡充する（小学校就学前の子が、1人であれば年5日（現行どおり）、2人以上であれば年10日）。
- ②父親も子育てができる働き方の実現
 - ・ 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月（現行1歳）までの間に、1年間育児休業を取得可能とする（パパ・ママ育休プラス）。
 - ・ 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
 - ・ 配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。
- ③仕事と介護の両立支援
 - ・ 介護のための短期の休暇制度を創設する（要介護状態の対象家族が、1人以上であれば年5日、2人以上であれば年10日）。
- ④実効性の確保
 - ・ 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
 - ・ 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。

厚生労働省としては、現在、企業において改正法の内容に沿った措置等の規定が適切に整備され、制度として定着するよう、改正法の内容の周知徹底を図っているところであり、各都道府県等におかれても引き続き御協力をお願いしたい。

(2) 一般事業主行動計画の策定義務企業の拡大等について(平成23年4月1日施行)

平成23年4月1日から、改正次世代育成支援対策推進法の施行により、一般事業主行動計画の策定・届出、公表・周知を義務付けられる企業が従業員数301人以上規模企業から101人以上規模企業に拡大される。

しかし、平成22年12月末現在で、新たに行動計画の策定・届出等が義務となる従業員数101人以上300人以下規模企業の行動計画の届出率は、15.2%と大変低い状況である。

各都道府県・市におかれても、引き続き、一般事業主行動計画の策定・届出等について、周知・啓発にご協力をお願いしたい。

また、計画の公表については、インターネットの利用(「両立支援のひろば」サイト(<http://www.ryouritsushien.jp/>)等)その他適切な方法により公表しなければならないが、県や市等自治体の広報誌への掲載も適切な方法とされているので、企業から公表方法について問い合わせがあった場合には、適切にご対応いただきたい。

さらに、行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、事業主が申請を行うことにより、厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)から「子育てサポート企業」として、認定を受けることができる制度がある。認定を受けた事業主は、次世代認定マーク(愛称:くるみん)を、商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをアピールすることができる。これにより、企業イメージの向上、雇用される従業員のモラルアップや、それに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着などを図ることができると考えている。

各都道府県・市におかれては、多くの事業主が次世代育成支援対策推進法に基づく認定を目指して取組を行うよう認定制度の周知にご協力をお願いしたい。

なお、平成23年度税制改正大綱において、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に、次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた企業が、当該認定を受けることとなった一般事業主行動計画の期間中に新築等(増改築を含む)をした建物について、32%の割増償却を認めることが盛り込まれたところである。

(3) ファミリー・サポート・センター事業について

子育て支援策として、健康な乳幼児や小学生等の児童の預かり等を行うための利用会員と提供会員との連絡調整を行う「ファミリー・サポート・センター事業」を推進してきており、平成22年度現在で637市区町村で実施されている。

平成21年度から病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり等を実施していくため、「ファミリー・サポート・センター事業」において、「病児・病後児の預かり等」を行う事業を実施している。

「病児・病後児の預かり等」の事業を実施している市町村は75市区町村ことどまっており、県内で一市町村も実施していない都道府県もあるなど全国展開に到っていないことから、「ファミリー・サポート・センター事業」における「病児・病後児の預かり等」の事業の実施について市町村に対して積極的な働きかけをお願いしたい。